第六号様式の表中「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉛）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）」を「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉟）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊹）」に、「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の㊴）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊼）」を「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の㊹）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊿）」に、

「

事業種目						
期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円	
期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額						

」を

「

事業種目						
期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆	十億	百万	千	円	
期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額						

」に、

「

決算確定の日	平成　年　月　日	法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	㊸			
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税　有・無	法人税　有・無	法人税の申告書の種類	青色・その他		

」を

「

決算確定の日	平成　年　月　日	法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	㊸			
解散の日	平成　年　月　日	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日			
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税　有・無	法人税　有・無	法人税の申告書の種類	青色・その他		

」に

改め、同様式記載要領８中「第２条第12号の７の５」を「第２条第12号の７の７」に改め、同様式記載要領15中「（別表４）の㉛」を「（別表４）の㉟」に、「（別表４の２付表）の㊷」を「（別表４の２付表）の㊹」に、「第81条の９第３項」を「第81条の９第４項」に、「仮計㊷」を「仮計㊹」に、「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額⑻」を「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額⑼」に改め、同様式記載要領17中「第53条第25項」を「第53条第20項」に改め、同様式記載要領18中「第53条第46項」を「第53条第41項」に改める。

第六号様式別表１記載要領５中「第53条第６項又は第11項」を「第53条第５項又は第９項」に改め、同様式別表１記載要領６中「第53条第15項又は第19項」を「第53条第12項又は第15項」に改める。

第六号様式別表１１記載要領１中「第53条第６項」を「第53条第５項」に改め、同様式別表１１記載要領２中「第53条第７項各号」を「第53条第６項各号」に、「第２条第12号の７の５」を「第２条第12号の７の７」に、「第53条第７項第１号」を「第53条第６項第１号」に、「第53条第７項第２号」を「第53条第６項第２号」に改め、同様式別表１１記載要領３中「第53条第８項」を「第53条第７項」に、「適格合併等（同項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）」を「被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）」に、「同条第７項」を「同条第６項」に改める。

第六号様式別表１１の１記載要領１中「第53条第11項」を「第53条第９項」に改め、同様式別表１１の１記載要領２中「第53条第12項」を「第53条第10項」に、「適格合併等（同条第８項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同条第８項に規定する被合併法人等をいう。）」を「被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）」に、「同条第12項」を「同項」に改める。

第六号様式別表１１の１１記載要領１中「第53条第15項」を「第53条第12項」に、「同条第19項」を「同条第15項」に、「同条第15項若しくは第19項」を「同条第12項若しくは第15項」に改め、同様式別表１１の１１記載要領３中「第53条第16項」を「第53条第13項」に、「適格合併等（同条第８項に規定する適格合併等をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る被合併法人等（同条第８項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）」を「被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）」に、「同条第16項」を「同項」に改め、同様式別表１１の１１記載要領４中「第53条第20項」を「第53条第16項」に、「適格合併等に係る被合併法人等」を「被合併法人等」に改める。

第六号様式別表１１記載要領１中「第53条第29項」を「第53条第24項」に改め、同様式別表１１記載要領４㈠中「、被現物出資法人」を「若しくは被現物出資法人」に、「被事後設立法人（同条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」を「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」に、「適格組織再編成（政令第９条の７第６項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った」を「適格合併等（適格合併（法人税法第２条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同様式別表１１記載要領４㈡中「、現物出資法人」を「若しくは現物出資法人」に、「事後設立法人（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」を「事後設立法人（平成22年旧法人税法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」に、「適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。」を「適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。」に、「を行った」を「が行われた」に改める。

第六号様式別表１１の１１記載要領１中「第53条第29項」を「第53条第24項」に、「第321条の８第29項」を「第321条の８第24項」に改め、同様式別表１１の１１記載要領５㈠中「、被現物出資法人」を「若しくは被現物出資法人」に、「被事後設立法人（同条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」を「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」に、「適格組織再編成（政令第９条の７第６項に規定する適格